

## ● 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推奨しています。

### ◆ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

- ◇ 先発医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売される医薬品です。
- ◇ 先発医薬品と同様、厚生労働省により認められたお薬です。
- ◇ 先発医薬品より安価で、経済的です。患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。

### ◆ 医薬品（後発医薬品【ジェネリック医薬品】を含む）の供給が不足した場合について（2024年5月現在）

- ◇ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の製造、供給に滞りが生じているため、先発医薬品に切り替えざるをえない場合があります。
- ◇ 当院は医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更などに関して適切な対応ができる体制を整えています。
- ◇ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性がありますが、その際は患者、ご家族に十分にご説明いたします。

・後発医薬品使用促進に関する施設基準「後発医薬品使用体制加算2」を取得 [(後発使2) 第87号]

## ● バイオ後続品（バイオシミラー）の使用について

当院ではバイオ後続品（バイオシミラー）の使用を推奨しています。

### ◆ バイオ後続品（バイオシミラー）とは

- ◇ ジェネリック医薬品と同様に、先行のバイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売される医薬品です。
- ◇ 先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性が様々な臨床試験により確認されています。
- ◇ 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

・バイオ後続品使用促進に関する施設基準「バイオ後続品使用体制加算」取得 [(バ後使) 第5号]

## ● 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ以下のいずれの対応も可能です。

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

### ◆ リフィル処方せんとは

- ◇ 症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。
- ・長期処方・リフィル処方せんが関わる施設基準「生活習慣病管理料（I）および（II）」に適合

## ● 一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方を行う場合があります。

### ◆ 一般名処方とは

- ◇ お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。
- ◇ そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。
- ◇ 患者さんへ医薬品が安定供給しやすくなるとともに、患者さんが後発医薬品（ジェネリック）を選択しやすくなり経済的負担も軽くなります。

・一般名処方に関わる施設基準「一般名処方加算」に適合

**詳しくは医師または薬剤師、医療スタッフへお尋ねください。**

2024年6月

公立小浜温泉病院

院長 井手 孝